

## 第4章 推進体制

### 1 市町村、県民等との協働(連携・協力)

#### (1) 積極的な県民参画

- 安全で安心な県づくりの普及啓発  
「気づきと備え」、「協働(連携・協力)」の大切さなどについて様々な機会を捉え、広く普及していきます。

#### (2) 協働(連携・協力)の推進

- 県、市町村、県民等の情報共有  
様々な地域活動情報を収集し、一元的に発信します。情報相談窓口の明確化に努めます。
- 交流の促進  
地域活動実践者などが地域において活躍できるよう、人材が育つ環境を整備します。

#### (3) 市町村及び県民等の活動に対する支援

- 気づきの機会、知識や技術を学ぶ機会を提供していきます。

### 2 県組織としての連携体制

- 活動実践者、有識者等(安全で安心な県づくり推進会議の委員)による支援
- 関係部局等との連携  
「安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議」を核として、緊密な連携の下、取り組みます。

### 3 緊急時の体制等の整備

- 全庁的な危機管理体制の推進  
情報収集機能の強化と迅速で的確な情報発信に努め、各主体と連携し、危機発生時の未然防止はもとより、危機発生時の被害軽減、速やかな普及が円滑に行われるよう努めます。

## 改定の経緯

H21.4.1 『福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例』を施行

H22.3.24 『福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画』を策定(H22~H26)

H23.3.11 東日本大震災、原子力災害等の発生

**解決すべき地域課題の変化**  
**県民意識の変化**

- 放射性物質に対する不安
- 人と人との絆や「自助」「共助」の重要性を再認識など

H25.3.25 『福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画』を改定(H25~H32)

**東日本大震災、原子力災害から6年が経過**

- 避難指示区域の一部解除
- 「集中復興期間」から「復興・創生期間」へ

**様々な危機事象の発生**

- これまでに経験したことのない自然災害の頻発
- 依然として続く放射性物質に関する健康への不安、食の安全への不安、防犯等の安全に関する不安など

H29.3.27 『福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画』を改定(H29~H32)

# 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

平成29年3月改定 概要版

～安心をみんなでつくろう うつくしま～



福島県が、安全で安心して暮らせる地域であることは、県民共通の願いです。

そのためには

- わたしたち一人一人が「自らの安全は自ら守る(自助)」、「地域の安全は地域で守る(共助)」意識を持つことが大切です。
- 県、市町村、県民、事業者、地域活動団体等が、地域で連携し、協力して取り組むことが重要です。

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」(平成21年4月施行)より

## ～危機管理センターにおける自助・共助のための取組～



福島県では、平成28年9月、県全体の危機管理拠点として、県庁北庁舎内に危機管理センターを開所しました。

危機管理センターは、大規模災害発生時に災害対策本部を立ち上げ、国、消防、警察、自衛隊などの関係機関と連携し、災害関連情報を集約し対処方針を決定するなど、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する県の危機管理拠点です。

危機管理センターでは、映像やパネルを使用して自然災害に対する備えなど防災についての学習の場や防災講座を始めとする様々な防災教育の場とするため、県民の皆さんの見学を受け入れています。



見学時間：月曜～金曜(年末年始・祝日を除く)  
午前9時～12時、午後1時～4時  
問合せ先：危機管理課(下記のとおり)

施設見学  
申込み  
受付中

福島県 危機管理部 危機管理課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-8651  
E-mail kikikanri@pref.fukushima.lg.jp

詳しくはホームページを  
ご覧ください。

福島県安全安心基本計画

検索



平成29年3月  
福島県



# 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画 (平成29年3月改正 概要版)

## 第1章 基本的事項

### 1 計画改定の趣旨

- 東日本大震災・原子力災害から6年が経過し、避難指示区域の解除など社会情勢が変化
- 豪雨災害や放射性物質に関する健康への不安、食の安全への不安、防犯等の安全に関する不安など、県民生活を脅かす様々な危機事象が発生
- 県はもとより、市町村、県民、事業者など様々な主体による連携・協力の必要性の高まり

### 2 計画の性格

- 安全で安心な県づくりのための取組
- 自助・共助による自主的活動

### 3 計画の位置付け

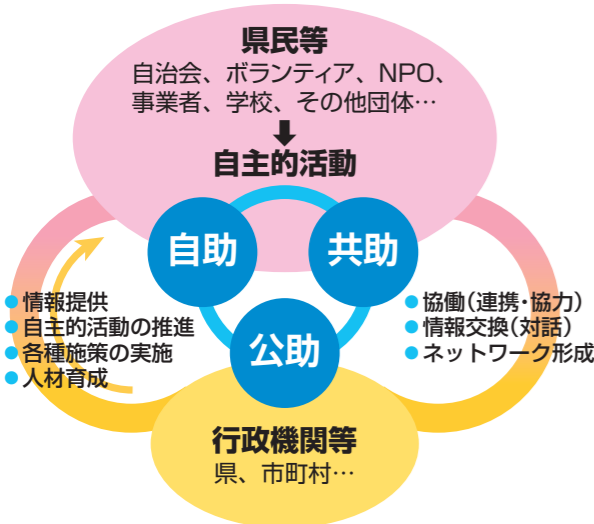
- 県総合計画（最上位計画）の部門別計画
- 復旧・復興に特化した県復興計画とは相互に補完
- 関係部門別計画等から特に自助・共助の促進に資する施策を統合し相互に連携

### 4 計画の期間

平成29年度～平成32年度

### 5 指標の設定と進行管理

- 目標としての「指標」を設定
- 取組や指標の状況は毎年度公表



## 第2章 基本方針

### 1 基本目標

**県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現**

### 2 安全で安心な県づくり

社会情勢の変化や異常気象、多種多様な事件・事故の発生等における不安の高まり、震災等による地域コミュニティの活動の低下など（安全で安心な県づくりの重要性）

- 県民等の自主的活動を促進、行政を含めたネットワーク形成
- 「安全」について理解を深め、真に「安心」を実感できる地域社会づくりのため、行政と県民等による情報交換と対話による信頼関係の強化
- 分かりやすく、継続的な情報提供

### 3 基本的視点（基本理念）

#### ●計画推進の基本姿勢

- 県として着実に安全で安心な県づくりを進めるという強い意思を持ち、県が一丸となり計画の推進に取り組む
- 行政、地域、事業者との連携・協力
- 復興に向け地域性に配慮し、個別施策を推進

#### ●安全で安心な県づくりの取組方向

##### (1) 県民参画の推進

地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を目指し、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下での自主的活動を促進します。

##### (2) 各主体相互の協働（連携・協力）の推進

地域で活動する様々な主体や県、市町村などが、それぞれ適切な役割分担の下に情報を共有し、相互理解と連携を図りながら協働できるネットワークの形成を推進します。

##### (3) 分かりやすい情報提供と対話型議論（リスクコミュニケーション）の推進

自助、共助の促進を図るために、すべての県民へ安全で安心に関する正確な情報を適時適切に、分かりやすく提供し、さらに、県や市町村、県民等が、相互に情報交換し、対等かつ丁寧な議論を行い、相互の信頼関係を築くリスクコミュニケーションを推進します。

##### (4) 県民の基本的人権の尊重

個人の自由やプライバシーなど県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害することのないよう十分に合意形成を図りながら、安全で安心な県づくりを推進します。

##### (5) 人材の育成（人づくり）の推進

安全で安心な県づくりを進め、持続的な取組とするために、正しい知識を持ち、自分で判断し、情報を発信することのできる力を持つ人材を育成するため、学びの機会の充実を図ります。

## 第3章 県における推進施策

### 安全で安心な県づくりに関する10の視点と基本的施策

地域課題の解決に向けた県民等の自主的活動を促進するため、県は活動を支える環境を整備

#### 1 防災の推進

- 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化（※住民への情報提供）
- 消防防災活動の充実（※自主防災組織活動の促進）
- 防災意識の向上のための教育（※危機管理センター見学受入）
- 防災訓練の実施
- 要配慮者及び被災者に対する支援（※避難所における災害派遣福祉チームの派遣体制の整備）



#### 2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

- 原子力発電所の安全監視（※専門家等の配置）
- 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに測定結果の県民等への情報提供
- 原子力防災対策の推進



#### 3 防犯の推進

- 防犯に関する周知啓発
- 防犯ボランティア団体等への支援（避難指示が解除された区域の防犯ボランティア活動の支援）
- 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備（※サイバー攻撃による情報流出被害の防止）
- 犯罪防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理）の普及
- 子どもの安全確保に関する施策の実施

#### 4 虐待等対策の推進

- 虐待等防止のための周知啓発（※障がい者の権利擁護の推進）
- 虐待等の防止体制の整備
- 虐待等の被害者又はその家族等への支援

#### 5 交通安全の推進

- 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備（浜通りの交通量増加に伴う事故防止対策の強化）
- 交通安全に関する教育及び広報啓発



#### 6 医療に関する県民参画等の推進

- 疾病に対する正しい知識の普及啓発
- 献血等医療提供に関する県民参加の促進
- 市町村及び医療関係団体との連携の強化
- 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理（※子どもたちの体力向上に関する取組の充実）



#### 7 食品の安全確保の推進

- 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化
- 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進
- 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化
- 食品中の放射性物質対策への取組（県民が自ら判断する力を持つことができる機会の推進）



#### 8 生活環境の保全

- 環境の状況の監視及び調査
- 生活環境の保全に関する周知啓発
- リスクコミュニケーションの推進
- 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策
- 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復（※子どもたちへの放射線教育の推進）

#### 9 消費者の安全確保の推進

- 自立した消費者の育成（アプリを使用することにより発生する事件・事故、モラル違反を避けるための啓発、注意喚起）
- 消費者被害の救済
- 事業者及び事業者団体への監視及び指導

#### 10 犯罪被害者等支援の推進

- 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進
- 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援（※総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進）
- 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発